

【改正後全文】

老 発 第 0331010 号

平成18年3月31日

都道府県知事  
各 殿  
指定都市市長

厚生労働省老健局長

#### 認知症介護実践者等養成事業の実施について

平成27年1月に策定した認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）では、良質な介護を担うことができる人材を質・量ともに確保していくため、既存の認知症介護実践者研修等について、医療・介護等の連携に資するよう、必要な研修内容の見直しを行うとともに、新任の介護職員等が認知症介護に最低限必要な知識・技術を修得できる研修を創設することとしている。

これを踏まえ、今般、別紙のとおり新たに「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」を定めたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

(別紙)

## 認知症介護実践者等養成事業実施要綱

### 1 目的

高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、認知症高齢者の介護に関する基礎的及び実践的な研修を実施すること、また、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者等に対し、適切なサービスの提供に関する知識等を修得させるための研修を実施することにより、認知症介護技術の向上を図り、認知症介護の専門職員を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

4 (1) 及び (2) の事業については、都道府県、市町村又は都道府県知事若しくは市町村長が指定する法人が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4 (3) ～ (5) の事業については、都道府県又は指定都市（以下「都道府県等」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

なお、4 (1) ～ (5) の事業は、各地域の実情に応じ、適切な事業運営が確保できると認められる介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）、指定地域密着型サービス事業者（法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）等（以下「介護保険施設・事業者等」という。）に事業の一部を委託することができるものとする。この場合において、実施主体はその介護保険施設・事業者等に対し、当該事業が適正かつ効果的に行われるように指導監督するものとする。

4 (6) の事業については、認知症介護研究・研修センター（別記のとおり。以下「センター」という。）が、その責任の下に事業を実施するものとする。

4 (7) の事業については、都道府県等とし、センターに委託して実施するものとする。

### 3 関係機関との連携

実施主体の長は、本事業の実施に当たっては、管内市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、介護保険施設・事業者等、地域包括支援センター、認

知症疾患医療センター等関係機関と十分連携を保ち、円滑な事業の運営が図られるよう努めるものとする。

#### 4 事業内容

##### (1) 認知症介護基礎研修

###### ① 研修対象者

介護保険施設・事業者等が当該事業を行う事業所（以下「介護保険施設・事業所等」という。）に従事する介護職員等とする。

###### ② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

###### ③ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

###### ④ 実施上の留意事項

ア 実施主体は、認知症介護指導者養成研修修了者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

イ 都道府県知事又は市町村長は、本研修を行う者に係る都道府県知事又は市町村長の指定に当たっては、その指定を受けようとする者から、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、指定に関し必要があると認められる事項について提出させ、審査するものとする。

ウ 本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施する場合には、都道府県内における円滑な事業実施を図る観点から、次に例示する事項に留意するなどにより、都道府県と市町村とが十分に連携を図ることが望ましいものであること。

(例)

- ・ 市町村は、本事業を市町村又は市町村長が指定する法人において実施することについて、都道府県に対する情報提供を事前に行うこと。
- ・ 都道府県は、上記の情報提供が行われた場合には、認知症介護基礎研修の課程並びに講師の氏名、履歴及び担当科目の他、研修の実施に当たり必要があると認められる事項について、情報提供を行うこと。
- ・ 市町村は、研修実績等について、都道府県に対する情報提供を行うこと。

## (2) 認知症介護実践研修

### ① 本研修の種別

認知症介護実践研修は、「認知症介護実践者研修」及び「認知症介護実践リーダー研修」とする。

### ② 研修対象者

#### ア 認知症介護実践者研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定の知識、技術及び経験を有する者とする。

#### イ 認知症介護実践リーダー研修

介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、一定以上の期間の実務経験を有し、かつ、認知症介護実践者研修の修了後一定の期間を経過している者とする。

### ③ 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する実践的な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

### ④ 実習施設

介護保険施設・事業者等が有する施設等であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

### ⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

### ⑥ 実施上の留意事項

要綱（1）④の規定は、認知症介護実践研修について準用する。この場合において、「認知症介護基礎研修」とあるのは「認知症介護実践研修」と読み替えるものとする。

## (3) 認知症対応型サービス事業開設者研修

### ① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。）第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

をいう。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。))第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。)の代表者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めた者とする。

## ② 実施内容

研修対象者に対して、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得させるための研修を実施する。

## ③ 実習施設

指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。))又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。))であって、実施主体の長が適切に研修を行うことができると認められるもの。

## ④ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて、実施主体の長に申込みものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

## ⑤ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

## ⑥ 実施上の留意事項

実施主体は、指導者の協力の下に研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講

師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め円滑な運営を図るものとする。

#### (4) 認知症対応型サービス事業管理者研修

##### ① 研修対象者

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者又は管理者になることが予定される者であって、かつ、認知症介護実践研修における実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知に規定する基礎課程（以下「旧基礎課程」という。）を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

##### ② 実施内容

研修対象者に対して、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

##### ③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込みものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

##### ④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するとともに、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

① 研修対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定される者であって、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む。）を修了している者であって、別途定めるところにより実施主体の長が適当と認めたものとする。

② 実施内容

研修対象者に対して、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所において、利用者及び事業の特性を踏まえた指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するために必要な知識及び技術を修得するための研修を実施する。

③ 受講の手続等

ア 受講を希望する者は、当該事業所が所在する市町村の長を通じて実施主体の長に申込みものとする。

イ 実施主体の長は、受講の申込みに基づき、受講者を決定する。

④ 修了証書の交付等

ア 実施主体の長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記載した名簿を作成し、管理する。

ウ 実施主体の長は、各受講者の受講状況について、各事業者を指定する市町村の長あてに、通知するものとする。

⑤ 実施上の留意事項

実施主体は、研修カリキュラムを策定し、事業に必要な講師を確保するととも

に、研修参加者の受け入れ準備等実施について必要な事項を定め、円滑な運営を図るものとする。

## (6) 認知症介護指導者養成研修

### ① 研修対象者

次のア～オのすべてを満たした者とする。

ア 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、社会福祉士、介護福祉士若しくは精神保健福祉士のいずれかの資格を有する者又はこれに準ずる者

イ(ア) 介護保険施設・事業所等に従事している者（過去において介護保険施設・事業所等に従事していた者も含む。）

(イ) 福祉系大学や養成学校等で指導的立場にある者

(ウ) 民間企業で認知症介護の教育に携わる者

のいずれかの要件に該当する者であって相当の介護実務経験を有する者

ウ 認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）又はそれと同等の能力を有すると都道府県等が認めた者

エ 認知症介護基礎研修又は認知症介護実践研修の企画・立案に参画し、又は講師として従事することが予定されている者

オ 地域ケアを推進する役割を担うことが見込まれている者

### ② 事業内容

センターは、③において都道府県等から推薦を受けた者及び介護保険施設・事業者等の長から推薦を受けた者に対して実施する選抜考査の結果、研修対象者として認めた者に対して、認知症介護に関する専門的な知識及び技術並びに高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の修得を目的として研修を受講させるものとする。

また、センターは、実習の実施のため、連携施設を確保するものとする。

### ③ 推薦手続き

都道府県等及び介護保険施設・事業者等の長は、(6) ①の研修対象者についてセンターへ推薦するものとする。

また、介護保険施設・事業者等の長からの推薦に当たっては、都道府県等を経由することとし、都道府県等は、当該者について(6) ①ウについて確認の上、進達するものとする。なお、指定地域密着型サービス事業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者の長からの推薦に当たっては、市町村を経由して、都道府県へ進達するものとする。



④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修実施要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ センター長及び都道府県等の長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

⑥ 実施上の留意事項

本事業の実施において、国は、本研修の実施方法、内容等について指導監督するものとする。

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修

① 研修対象者

次のア及びイの要件を全て満たす者のうち、実施主体の長が適当と認めたものとする。

ア 次のいずれかの要件に該当する者

(ア) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事している者

(イ) 認知症介護実践研修の企画・立案に参画又は講師として従事することが予定されている者

イ 認知症介護指導者養成研修修了後1年以上を経ている者

② 実施内容

研修対象者に対して、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を修得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図ることを目的として、③の実実施施設において実施されるフォローアップ研修を受講させるものとする。

③ 実施施設

センター

④ 受講手続等

受講の手続等については、センターが定める研修要項に拠るものとする。

⑤ 修了証書の交付等

ア センター長は、研修修了者に対し、別途定める様式に準じ修了証書を交付するものとする。

イ 実施主体の長及びセンター長は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日等必要事項を記入した名簿を作成し、管理する。

(8) その他

① (2) から (5) の実施については、「指定地域密着型サービスの事業の人員、

設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修について（平成24年3月16日老高発0316号第2号・老振発0316号第2号・老老発0316第6号）において、その受講が義務付けられているものであるため、各実施主体においては、その実施に当たって、管内市町村との緊密な連携を図られたい。

- ② 4（2）の認知症介護実践者研修は厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「大臣基準告示」という。）第17号ハ及び第51号の4ハの「認知症介護に係る実践的な研修」に該当する研修である。
- ③ 4（2）の認知症介護実践リーダー研修は大臣基準告示第17号ハ、第42号イ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護に係る専門的な研修」に該当する研修である。
- ④ 4（6）は大臣基準告示第17号ハ、第42号ロ（2）及び第51号の4ハの「認知症介護の指導に係る専門的な研修」に該当する研修である。

## 5 認知症介護研修推進計画の策定

都道府県等は、本事業を効果的かつ効率的に推進するため、別途定める様式に準じ認知症介護研修推進計画を策定するものとする。

（別記）センター設置場所等

区 分	設置場所	事業主体
東 京	東京都杉並区	社会福祉法人 浴風会
大 府	愛知県大府市	社会福祉法人 仁至会
仙 台	宮城県仙台市	社会福祉法人 東北福祉会

【改正後全文】

老計発第0331007号

平成18年3月31日

都道府県  
各 民生主管部（局）長 殿  
指定都市

厚生労働省老健局計画課長

### 認知症介護実践者等養成事業の円滑な運営について

認知症介護実践者等養成事業については、「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知。以下「局長通知」という。）により通知されたところであるが、次の事項について留意するとともに、別紙により各研修の標準カリキュラム及び修了証書、推薦書、認知症介護研修推進計画の様式を定めたので、事業の適正かつ円滑な実施を図られたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

おって、本通知の内容については、管内の市町村、関係機関、関係団体等へ周知を図られたい。

#### 1 認知症介護基礎研修

本研修については、局長通知の別紙「認知症介護実践者等養成事業実施要綱」（以下「要綱」という。）4（1）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、実施主体の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、認知症介護に携わる者が、その業務を遂行する上で基礎的な知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供を行うことができるようにすることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（1）①に定める者とする。

- ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。
- エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（1）のとおりとする。
- オ 要綱4（1）③アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとする。
- カ 受講者の負担や実施主体の実情に応じて、本研修における講義の一部を通信学習とすることができるものとする。

## 2 認知症介護実践研修

### （1）認知症介護実践者研修

- ア 認知症介護実践者研修は、施設、在宅に関わらず認知症の原因疾患や容態に応じ、本人やその家族の生活の質の向上を図る対応や技術を修得することをねらいとする。
- イ 研修対象者は、原則として身体介護に関する基本的知識・技術を修得している者であって、概ね実務経験2年程度の者とする。
- ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。
- エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1（2）アのとおりとする。
- オ 要綱4（2）⑤アの修了証書の様式を別紙2（1）のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。
- カ 本研修については、一部の指定地域密着型サービス事業者（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型介護予防サービス事業者（法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者をいう。以下同じ。）の指定基準において受講が義務付けられていることから、本研修を受講することにより、指定基準等を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者の状況を精査した上で、事業者から推薦された者の受講が適当と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みがされた者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

### （2）認知症介護実践リーダー研修

- ア 認知症介護実践リーダー研修は、ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得させることをねらいとする。
- イ 研修対象者は、介護保険施設（法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。）、指定居宅サービス事業者（法第41条第1項に規定する指定居宅サービス

事業者をいう。)、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。))又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等(以下「介護保険施設・事業者等」という。))において介護業務に概ね5年以上従事した経験を有している者であり、かつ、ケアチームのリーダー又はリーダーになることが予定される者であって、認知症介護実践者研修を修了し1年以上経過している者とする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び実習形式で行うものとする。

エ 標準的な研修時間及び研修カリキュラムは、別紙1(2)イのとおりとする。

オ 要綱4(2)⑤アの修了証書の様式を別紙2(1)のとおり定めたので、これに準じて交付することとする。

カ 本研修については、指定認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定基準」という。))第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。))又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定予防基準」という。))第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。))が、当該事業を行う事業所を短期利用させるための要件として義務付けられていることから、本研修を受講することにより、厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年厚生労働省告示第96号)第31号ハ、ニ又は第85号に規定する基準を満たす事業者がある場合については、市町村の長は、当該事業者から推薦された者の受講について、各事業者の状況を精査した上で、必要と認めた場合には、研修の実施主体の長に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。研修の実施主体の長は、市町村の長から本手続きを経て申込みをした者について、本研修の受講について特段の配慮を行うものとする。

### 3 認知症対応型サービス事業開設者研修

本研修については、要綱4(3)で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。))の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。))、指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者(指定基準第171条第1項に規定する指

定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。) 、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者(指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者の代表者となる者が、これらの事業を運営していく上で必要な「認知症高齢者の基本的な理解」「認知症高齢者ケアのあり方」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4(3)に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に新規開設を予定する要綱4(3)①の事業者からの推薦については、市町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査の上、受講することが適切と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式及び現場体験により行うものとする。なお、要綱4(3)③の実習施設については、原則として指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型共同生活介護事業所(指定基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定予防基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所(指定予防基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。)とするが、地域の実情に応じて、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所(指定基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、共用型指定認知症対応型通所介護事業所(指定基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定予防基準第5条第1項に規定する単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定予防基準第8条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。)で行うこともできるものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(3)のとおりとする。

なお、本研修を修了した者については、実施主体及び事業所設置市町村の長に対し、研修(現場体験を含む)の受講を通じ、

① 認知症高齢者ケアについて理解したこと

② 今後の事業運営に関して取組みたいこと

などについて、レポート(A4用紙5枚程度)を作成し提出させることとする。新た

に事業を開設する者については、指定申請時に市町村の長あてに提出するものとする。  
オ 要綱4（3）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとし、前記エのレポートの提出と引き替えに交付するものとする。

#### 4 認知症対応型サービス事業管理者研修

本研修については、要綱4（4）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所、共用型指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の管理者となる者が、これらの事業所を管理・運営していく上で必要な「指定基準等の正しい理解」「職員の労務管理」「適切なサービス提供のあり方」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（4）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に要綱4（4）①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦については、市町村が当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定し、必要と認めた場合には、都道府県等に対し別紙3を添えて申込みを行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（4）のとおりとする。

オ 要綱4（4）④アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとする。

#### 5 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

本研修については、要綱4（5）で定められているところであるが、本研修の実施にあたっては、都道府県等の実情に応じ必要な回数を行うこととする。

ア 本研修は、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切な

サービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとする。

イ 研修対象者については、要綱4（5）に従い、各実施主体が選定を行うものとし、特に要綱4（5）①の事業所の新規開設を予定する事業者からの推薦者については、当該事業の開設申請内容等を十分審査した上で選定を行うものとする。

ウ 研修は、講義・演習形式により行うものとする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（5）のとおりとする。

オ 要綱4（5）④アの修了証書の様式は、別紙2（1）のとおりとする。

## 6 認知症介護指導者養成研修

認知症介護指導者養成研修については、要綱4（6）に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護基礎研修及び認知症介護実践研修を企画・立案し、講義、演習、実習を担当することができる能力を身につけるとともに、介護保険施設・事業者等における介護の質の改善について指導することができる者を養成することをねらいとする。

イ 研修対象者について、要綱4（6）①に定める者とする。なお、要綱4（6）①ウの「認知症介護実践研修修了者（「痴呆介護研修事業の実施について」（平成12年9月5日老発第623号厚生省老人保健福祉局長通知）により実施された「痴呆介護研修事業」修了者を含む。）」は、認知症介護実践研修における認知症介護実践者研修（「痴呆介護研修事業の円滑な運営について」（平成12年10月25日老計第43号厚生省老人保健福祉局計画課長通知。以下「平成12年通知」という。）に規定する基礎課程又は「認知症介護研修等事業の円滑な運営について」（平成17年5月13日老計発第0513001号厚生労働省老健局計画課長通知。以下「平成17年通知」という。）に規定する実践者研修を修了した者を含む。）及び認知症介護実践リーダー研修（平成12年通知に規定する専門課程又は平成17年通知に規定する実践リーダー研修を修了した者を含む。）を修了した者とする。

ウ 研修の全てのカリキュラムを受講し、認知症介護研究・研修センターが行う考査により認知症介護指導者として適当と認められた者に対し、修了証書を交付するとともに、都道府県、指定都市の所管課を通じ推薦者に修了者を通知する。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1（6）のとおりとする。

オ 要綱4（6）⑤アの修了証書の様式は、別紙2（2）のとおりとする。



## 7 認知症介護指導者フォローアップ研修

認知症介護指導者フォローアップ研修については、要綱4(7)に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 本研修は、認知症介護指導者養成研修修了者に対し、一定期間ごとに最新の認知症介護に関する専門的な知識や指導方法等を修得させることにより、第一線の介護従業者に対して最新の認知症介護技術を的確に伝達できるような体制を整えることをねらいとする。

イ 研修対象者は、要綱4(7)①に定める者とする。

ウ 認知症介護研究・研修センターにおける標準的な研修期間は、5日間とする。

エ 標準的な研修カリキュラムは、別紙1(7)のとおりとする。

オ 要綱4(7)⑤アの修了証書の様式は、別紙2(2)のとおりとする。

## 8 認知症介護研修推進計画

認知症介護研修推進計画については、要綱5に定められているところであるが、その詳細については次によることとする。

ア 計画の策定にあたって

都道府県等は、

- ① 管内市町村と連携し、本事業で実施するそれぞれの研修を受講すべき対象者の職種や人数等、
- ② 認知症介護指導者養成研修及び認知症介護指導者フォローアップ研修については、各都道府県等における構築すべき認知症介護実践研修の実施体制等を考慮し、中長期的な見通しを立てた上で、認知症介護研修推進計画を策定すること。

イ 計画の内容

計画に記載すべき事項とその内容を別紙4のとおり定めたので、これに準じて策定すること。今般新規に追加された研修に関する部分の追加など、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

(別紙1)

(1) 認知症介護基礎研修 標準カリキュラム 講義・演習 6時間(360分)

科目	目的	内容	時間数	区分	通信形式で実施できる科目
(1) 認知症の人の理解と対応の基本	認知症の人を取り巻く現状、症状に関する基礎的な知識を学び、認知症ケアの基礎的な技術に関する知識を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人を取り巻く現状</li> <li>・ 認知症の人を理解するために必要な基礎的な知識</li> <li>・ 具体的なケアを提供する時の判断基準となる考え方</li> <li>・ 認知症ケアの基礎的な技術に関する知識</li> </ul>	180分	講義	○
(2) 認知症ケアの実践上の留意点	認知症ケアの実践を行うために必要な方法について、事例演習を通じて、背景や具体的な根拠を把握の上、ケアやコミュニケーションの内容を検討する。自事業所の状況や自身のこれまでのケアを振り返り、認知症の人への対応方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人との基本的なコミュニケーションの方法</li> <li>・ 不適切なケアの理解と回避方法</li> <li>・ 病態・症状等を理解したケアの選択</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）を理解したケアの選択と工夫</li> <li>・ 自事業所の状況や自身のこれまでのケアの振り返り</li> </ul>	180分	演習	

(2) 認知症介護実践研修 標準カリキュラム

ア 認知症介護実践者研修 講義・演習31.5時間(1,890分) 実習：課題設定240分、職場実習4週間、実習のまとめ180分

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症ケアの基本的理解				
(1) 認知症ケアの基本的視点と理念	高齢者施策における認知症ケアの方向性と位置づけを理解し、個人の尊厳を重視する認知症ケアの理念の構築を促す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者施策と認知症介護実践者研修等の位置づけ</li> <li>・ 認知症ケアの歴史的変遷</li> <li>・ 認知症ケアの理念構築</li> <li>・ 自己課題の設定</li> </ul>	180分	講義 ・ 演習
(2) 認知症ケアの倫理	認知症ケアの倫理の理念や原則を理解し、日常的なケア場面での倫理的課題と本人や家族の意思決定や意思表示の判断の根拠を踏まえ、支援のあり方について理解を深める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアの倫理の理念や原則に関する基本的知識</li> <li>・ 日常のケア場面における倫理的課題と支援のあり方</li> </ul>	60分	講義 ・ 演習
(3) 認知症の人の理解と対応	加齢に伴う心身の変化、疾病、認知症の原因疾患、中核症状、心理的特徴を理解した上で、行動・心理症状（BPSD）の発生要因と実践場面での対応を理解し、認知症ケアの実践につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加齢・老化に伴う心身の変化や疾病</li> <li>・ 認知症の原因疾患</li> <li>・ 若年性認知症</li> <li>・ 認知症の中核症状と行動・心理症状（BPSD）</li> </ul>	180分	講義 ・ 演習
(4) 認知症の人の家族への支援方法	在宅で介護する家族支援を実践する上で、その家族の置かれている状況や介護負担の要因を理解し、必要な支援方法が展開できる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族介護者の理解</li> <li>・ 家族の心理と家族を支える方法</li> </ul>	90分	講義 ・ 演習
(5) 認知症の人の権利擁護	権利擁護の観点から、認知症の人にとって適切なケアを理解し、自分自身の現状のケアを見直すとともに、	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 権利擁護の基本的知識</li> <li>・ 身体拘束や高齢者</li> </ul>	120分	講義 ・

	身体拘束や高齢者虐待の防止の意識を深める。	虐待防止法 ・権利擁護のための具体的な取組み		演習
(6) 認知症の人の生活環境づくり	住まいの様式、介護者の関わり方など認知症の人を取り巻く生活環境の構築や改善のための評価方法や調整方法を修得する。	・認知症の人と環境の基本的知識 ・環境改善の評価と具体的な取組み ・環境のリスクマネジメント	120分	講義 ・演習
(7) 地域資源の理解とケアへの活用	関係職種、団体との連携による地域づくりやネットワークづくり等を通じて、既存の地域資源の活用や認知症の人の暮らしを支える地域資源の開発の提案ができる。	・地域包括ケアの理解 ・インフォーマル・フォーマルな地域資源の理解と活用 ・地域資源の活用方法の実際	120分	講義 ・演習
2 認知症の人への具体的支援方法と展開				
(1) 認知症の人とのコミュニケーションの理解と方法	認知症の人とのコミュニケーションの基本的知識を理解し、中核症状の特徴や進行に応じたコミュニケーション方法を身につける。	・認知症の人とのコミュニケーションの基本的知識 ・認知症の人とのコミュニケーションの場面と方法	120分	講義 ・演習
(2) 認知症の人への非薬物的介入	非薬物的介入やアクティビティプログラムなどの支援の取組みを認識しつつ、認知症の人の心理的安定や生活の質を向上するための活動についての理解を深めること。	・認知症の非薬物的介入やアクティビティ等の基本的知識と具体的な取組み ・認知症の人への介入の評価方法	120分	講義 ・演習
(3) 認知症の人への介護技術 I (食事・入浴・	食事・入浴などの基本的な生活場面において、中核症状の影響を理解した上で、日常生活の安全・安心の向上、健康の維持増進を図りつつ、認	・認知症の人への食事、入浴、排泄ケアの考え方 ・失行、失認、見当	180分	講義 ・演

排泄等)	知症の人の能力に応じた自立支援の実践ができる。	識障害がある人への対応方法		習
(4) 認知症の人への介護技術Ⅱ（行動・心理症状）	認知症の人の行動の背景を理解した上で、認知症の行動・心理症状（BPSD）に対してチームで生活の質が高められるような支援方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 攻撃的言動、徘徊、性的逸脱、不潔行為、帰宅願望等への対応方法とケアチームの連携</li> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）の対応方法とケアチームの連携</li> </ul>	180分	講義・演習
(5) アセスメントとケアの実践の基本Ⅰ	認知症の人の身体要因、心理要因、認知症の中核症状の要因のアセスメントを行い、具体的なニーズを把握することができるようアセスメントの基本的視点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ アセスメントの基本的視点</li> <li>・ ケアの実践のための基本的視点</li> <li>・ アセスメントの手法に関する考え方</li> </ul>	240分	講義・演習
(6) アセスメントとケアの実践の基本Ⅱ（事例演習）	アセスメントを踏まえた目標の設定と、目標を実現するためのケアの実践に関する計画の作成・立案ができる。チームでケアの実践に関する計画の評価やカンファレンスを行うことができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標設定の考え方</li> <li>・ ケアの実践に関する計画作成</li> <li>・ ケアの実践に関する計画の評価とカンファレンス</li> </ul>	180分	講義・演習
3 実習				
(1) 自施設における実習の課題設定	認知症の人が望む生活の実現に向けて適切なアセスメントを通じた課題と目標を明確にし、ケアの実践に関する計画を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自施設実習のねらい</li> <li>・ 対象者の選定と課題設定</li> <li>・ ケアの実践に関する計画作成</li> </ul>	240分	講義・演習
(2) 自施設実習（アセスメントとケアの実践）	研修で学んだ内容を生かして、認知症の人や家族のニーズを明らかにするためのアセスメントができる。アセスメントの内容をもとに、認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実習課題に沿ったアセスメント、目標設定、ケアの実践に関する計画作</li> </ul>	4週間	実習

	の人の生活支援に関する目標設定、ケアの実践に関する計画やケアの実践を展開できる。	成、ケアの実施、モニタリング		
(3) 自施設実習評価	アセスメントやケアの実践に関する計画の実施結果を整理した上で、客観的に評価、分析し今後の課題を明確にすることができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントやケアの実践に関する計画の評価、分析</li> <li>・ケアの実践の報告</li> </ul>	180分	講義・演習

イ 認知症介護実践リーダー研修 講義・演習56時間(3,360分) 実習：職場実習4週間（課題設定420分、実習のまとめ420分含む）

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護実践リーダー研修総論				
(1) 認知症介護実践リーダー研修の理解	チームにおける認知症ケアを推進する実践リーダーの役割と研修科目との関係性を踏まえ、研修の概要を把握する。実践リーダーとしての自己の課題を確認し、研修における学習目標を明確にする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修の位置づけ</li> <li>・科目のねらいと概要</li> <li>・自己課題と研修目標の設定</li> </ul>	60分	講義・演習
2 認知症の専門知識				
(1) 認知症の専門的理解	認知症の原因となる疾患別の容態、薬物治療、対応方法等に関する最新かつ専門的な知識を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の原因疾患と発生機序、疾患別の中核症状と行動・心理症状（BPSD）、合併しやすいその他の症状</li> <li>・認知症の診断基準、検査、原因疾患別の鑑別、若年性認知症の特徴、MCIの診断基準</li> <li>・認知症治療薬や行動・心</li> </ul>	120分	講義・演習

		<p>理症状（B P S D）に適応のある薬物の主な作用機序と副作用、非薬物的介入法の開発状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の原因疾患毎の特徴を踏まえた上での対応のポイントや留意点</li> <li>・認知症の告知、若年性認知症に関わる社会的な課題、ターミナルケア等の課題</li> </ul>		
(2) 認知症ケアに関する施策の動向と地域展開	<p>地域包括ケアシステムにおける認知症施策の変遷と最新の動向を理解する。地域における認知症施策の展開例を知り、地域包括ケアシステムの構築に必要な関係機関との連携・参画できるための知識を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症に関連する制度と施策の変遷</li> <li>・最新の認知症施策に関する概要</li> <li>・各施策や制度の実際の動向と地域への施策展開</li> </ul>	240分	<p>講義</p> <p>・演習</p>
3 認知症ケアにおけるチームマネジメント				
(1) 認知症介護実践リーダーの役割	<p>チームの構築や活性化のため、実践リーダーとしての役割を理解し、円滑にチームを運用する者であることの自覚を促す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームにおける実践リーダーの役割</li> <li>・チーム運用と活性化の方法</li> <li>・チームづくりの技法（方針の決定、システムづくり、コミュニケーション等の調整）</li> </ul>	180分	<p>講義</p> <p>・演習</p>
(2) チームにおけるケア理念の構築方法	<p>チームにおけるケア理念の必要性を理解し、ケア理念の構築とチーム内の共有化を図るための運用・展開方法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームにおけるケア理念の必要性</li> <li>・チームにおけるケア理念の構築方法</li> <li>・チームにおけるケア理念の展開と運用方法</li> </ul>	240分	<p>講義</p> <p>・演習</p>

(3) 実践者へのストレスマネジメントの理論と方法	チームケアを円滑に運用するため、ストレスの仕組みと対処法を理解した上で、実践リーダーとして実践者のストレスの緩和やメンタルヘルスマネジメントを実践することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チームケアにおけるストレスマネジメントの方法</li> <li>・ストレスの仕組みと対処法</li> <li>・組織のメンタルヘルス対策と実践者への支援方法</li> </ul>	180分	講義 ・演習
(4) チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践	チームケアの質の向上を図るため、カンファレンスの効果的な展開方法を身につけ、チームにおける意思決定プロセスの共有を実現することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・カンファレンスの意義や目的</li> <li>・カンファレンスの種類や方法</li> <li>・演習によるカンファレンスの実施プロセスの体験</li> </ul>	240分	講義 ・演習
(5) 認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践	多職種や同職種間での適切な役割分担や連携にあたって、認知症ケアにおけるチームアプローチの方法を理解し、実践するための指導力を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症ケアにおけるチームアプローチの方法</li> <li>・認知症ケアにおけるチームの特徴や役割分担の方法</li> <li>・多職種や同職種間でのケアの目標や情報の共有方法、認知症ケアにおける効果的な連携方法</li> </ul>	180分	講義 ・演習
(6) 職場内教育（OJT）の方法の理解と実践Ⅰ（運用法）	認知症ケアの質の向上における人材育成の方法を理解し、特に職場内教育（OJT）の種類、特徴を踏まえた実際の運用方法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の理論、方法</li> <li>・職場内教育（OJT）の特徴</li> <li>・職場内教育（OJT）の実施方法（計画の作成・指導・評価）</li> </ul>	240分	講義 ・演習
(7) 職場内教育（OJT）の方法の理解と実践Ⅱ（技法）	実践者への指導に有効な技法の種類と特徴を理解し、職場で実践できる指導技術の基本を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職場内教育（OJT）における指導技法の必要性</li> <li>・職場内指導におけるコーチング、スーパービジョン、面接の理論と技法</li> </ul>	420分	講義 ・演習
4 認知症ケアの指導方法				



<p>(1) 認知症ケアの指導の基本的視点</p>	<p>認知症ケアを指導する立場として、指導に関する考え方や基本的態度、認知症ケアの理念を踏まえた指導に必要な視点を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症ケアの実践者に必要な知識、技術、態度の理解</li> <li>・ 実践リーダーに必要な基本的態度</li> <li>・ 認知症ケアの指導に必要な視点（倫理、権利擁護、食事、入浴等の指導）</li> </ul>	<p>60分</p>	<p>講義 ・ 演習</p>
<p>(2) 認知症ケアに関する倫理の指導</p>	<p>認知症ケアにおける倫理的課題の解決方法を理解するとともに、実践リーダーとして必要な認知症ケアの倫理の考え方や指導方法について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 倫理的課題の解決方法</li> <li>・ 終末期ケアの倫理</li> <li>・ リスクマネジメントにおける倫理</li> <li>・ 職業倫理（利用者－ケア提供者の関係）</li> <li>・ 研究倫理</li> </ul>	<p>120分</p>	<p>講義 ・ 演習</p>
<p>(3) 認知症の人への介護技術指導（食事・入浴・排泄等）</p>	<p>実践者が適切な介護を行うため、食事・入浴などの基本的な生活場面において実践者に必要なアセスメントの視点や介護技術を評価するための考え方や指導方法を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人の食事・入浴などの介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度</li> <li>・ 実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法</li> <li>・ 実践事例を踏まえた指導課題の明確化、指導目標の設定、指導方法</li> </ul>	<p>240分</p>	<p>講義 ・ 演習</p>
<p>(4) 認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への介護技術指導</p>	<p>実践者が適切な介護を行うため、認知症の人の行動・心理症状（BPSD）に対する介護に必要なアセスメントの視点や介護の技術を評価するための考え方や指導方法を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行動・心理症状（BPSD）への介護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度</li> <li>・ 実践者のアセスメント能力と介護技術の評価の視点と方法</li> <li>・ 実践事例を踏まえた指導</li> </ul>	<p>180分</p>	<p>講義 ・ 演習</p>

		課題の明確化、指導目標の設定、指導方法		
(5) 認知症の人の権利擁護の指導	認知症の人の権利擁護に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。認知症ケアにおけるリスクマネジメントの指導の視点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人の権利擁護の目的と目的達成に必要な知識、技術、態度の理解</li> <li>・ 認知症の人の権利擁護に関する知識や技術の評価の視点と方法</li> <li>・ 認知症の人の権利擁護に関する指導方法</li> <li>・ 認知症の人の生活リスクを低減するためのリスクマネジメント指導の必要性</li> </ul>	240分	講義 ・ 演習
(6) 認知症の人の家族支援方法の指導	認知症の人の家族支援に関する指導目標、知識や技術の評価方法や指導方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人の家族支援に関する基本的態度や必要な知識、技術の理解</li> <li>・ 認知症の人の家族支援に関する実践者の知識や技術の評価の視点と方法</li> <li>・ 認知症の人の家族支援に関する指導方法</li> </ul>	180分	講義 ・ 演習
(7) 認知症の人へのアセスメントとケアの実践に関する指導	認知症の人の生活の質を向上させるため、アセスメントやケアの実践に関する評価方法や指導方法を身につける。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認知症の人の生活の質を向上させるための基本的態度や知識、技術の理解</li> <li>・ 認知症の人へのアセスメントやケアの実践に関する評価方法</li> <li>・ 認知症の人へのアセスメントやケアの実践に関する指導方法</li> </ul>	240分	講義 ・ 演習
5 認知症ケア指導実習				
(1) 自施設実習の課題設定	研修で学んだ内容を生かして、自施設の実践者の認知症	・ 認知症ケアの指導の実習の目標設定	420分	講義

	ケアの能力の評価方法を理解する。	・実践者の認知症ケアの能力を評価するための観点とその方法		・演習
(2) 自施設実習	研修で学んだ内容を生かして、自施設の実践者の認知症ケアの能力の評価、課題の抽出、指導目標の設定や指導計画を作成し、指導計画に基づいた認知症ケアを指導する。	・認知症ケアの能力の評価、課題の抽出、課題に応じた指導目標の設定、指導方法に関する指導計画の作成 ・作成した指導計画に基づいた指導の実践	18日	実習
(3) 結果報告	自施設実習を通して、認知症ケア指導の方法に関する課題やあり方について客観的・論理的に考察・報告し、実践リーダーとして指導の方向性を明確にできる。	・実習の課題分析・報告	420分	講義 ・演習
(4) 自施設実習評価		・実習評価	上記に含む	講義 ・演習

(3) 認知症介護サービス事業開設者研修 標準カリキュラム 講義6時間(360分)  
職場体験：8時間(480分)

科目	目的及び内容	時間数
1 認知症高齢者の基本的理解	<p>認知症という病気と症状について、下記の事項に関し、基本的な理解を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医学的理解」－医学面から本人の生活に及ぼす影響を示し、生活障害としての理解を深めること。</li> <li>・「心理的理解」－高齢者への周囲の不適切な対応・不適切な環境が及ぼす心理面の影響の内容を理解すること。</li> <li>・認知症という障害を抱える中で自立した生活を送ることの意味と、それを支援することの重要性を理解する。</li> </ul>	60分

2 認知症高齢者ケアのあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「認知症高齢者の基本的理解」を基に、「権利擁護」や「リスクマネジメント」の基本的な知識を付与し、認知症高齢者が、自分の能力に応じて自立した生活を送るための支援を行うために必要な、基本的な考え方を理解する。</li> </ul>	90分
3 家族の理解・高齢者との関係の理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護者のみではなく、他の家族も含めた家族の理解と、高齢者と家族の関係を通して、認知症介護から生じる家庭内の様々な問題や課題を理解し、家族への支援の重要性について理解する。</li> </ul>	60分
4 地域密着型サービスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型サービスの指定基準（特に「地域との連携」「質の向上」）について理解する。</li> <li>・認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。</li> </ul>	150分
現場体験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者や介護従業者の視点ではなく、利用者の立場から各事業所におけるケアを体験することにより、利用者にとって適切なサービス提供のあり方、サービスの質の確保等について理解する。</li> </ul>	480分

(4) 認知症対応型サービス事業管理者研修 標準カリキュラム 講義9時間(540分)

科目	目的及び内容	時間数
1 地域密着型サービス基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適切な事業所運営を円滑にするため、地域密着型サービスの目的や理念を理解する。</li> <li>・適切な事業所管理を行うため、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護の各指定基準を理解する。</li> </ul>	60分
2 地域密着型サービスの取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所からの実践報告を通じ、各事業のサービス提供のあり方について理解する。</li> </ul>	90分
3 介護従事者に対する労	<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働基準法の規定に基づき、適切な介護従業者の労務管理について理解する。</li> </ul>	60分

務管理		
4 適切なサービス提供のあり方	<p>サービス提供に当たり、下記の事項等について、各事業所の運営・管理に必要な事項について理解する。</p> <p>&lt;地域等との連携&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の家族・地域・医療との連携</li> <li>・運営推進会議の開催</li> </ul> <p>&lt;サービスの質の向上&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アセスメントとケアプランの基本的考え方</li> <li>・ケース会議・職員ミーティング</li> <li>・自己評価・外部評価の実施</li> <li>・サービスの質の向上と人材育成</li> </ul> <p>&lt;その他&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護(高齢者虐待を含む)及びリスクマネジメント</li> <li>・記録の重要性 など</li> </ul>	330分

(5) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 標準カリキュラム 講義 9 時間 (540分)

科目	目的及び内容	時間数
1 総論・小規模多機能ケアの視点	・小規模多機能ケアに関わる法的制度を理解し、小規模多機能ケアとその視点を理解する。	60分
2 ケアマネジメント論	・小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護のサービスのあり方を理解し、適切なケアプランの作成に資するよう、本人本位の視点を理解し、一人一人の在宅生活を支えるための機能とマネジメントを理解する。	60分
3 地域生活支援	・本人の地域生活を支援するネットワークづくりと、そのあり方を理解する。また地域・他機関との連携について理解する。	60分
4 チームケア (記録・カンファレンス・	・小規模多機能ケアの基本である、一人一人のニーズにチームで応えるチームケアについて理解する。	60分

アセスメント・プラン)		
5 居宅介護支援計画作成の実際	・「ケアマネジメント論」並びに「地域生活支援」等の講義内容を踏まえ、講義及び実際の事例を用いた演習を通じて小規模多機能型居宅介護計画の作成並びに他の居宅サービス利用を含めた居宅介護支援計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成について理解する。	講義 60分  演習 240分

(6) 認知症介護指導者養成研修 標準カリキュラム 講義・演習19.5日間(135時間)  
実習：職場実習4週間、他施設実習3.5日(24時間)、実習のまとめ14時間

科目	目的	内容	時間数	区分
1 認知症介護研修総論				
(1) 認知症介護実践者等養成事業の実施	認知症介護実践者等養成事業における各研修の目的や実施の背景、認知症介護指導者養成研修修了者(以下「指導者」という。)の役割について理解し、各研修の現状と課題を踏まえた実施方法を具体的に把握する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症介護実践者等養成事業の目的と実施の背景</li> <li>実践研修等の概要と実施の方法</li> <li>指導者の役割と実践的な取り組み</li> </ul>	3時間	講義
(2) 認知症ケアに関する施策と行政との連携	認知症ケアに関する施策の動向、施策に位置づけられた認知症ケアの専門職の役割やスキルを理解する。行政の役割を理解し、行政と効果的に連携・協働するための視点を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症ケアと認知症関連施策の歴史</li> <li>認知症施策の動向</li> <li>専門職の役割とスキル</li> <li>指導者と行政との連携・協働のポイントと事例</li> </ul>	3時間	講義
(3) 研修の目標設定と研修総括	認知症介護指導者養成研修の目的を踏まえ、自己課題を設定し、その達成状況について自己評価できる。自己課題の設定とその評価の経験を基にして、指	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標設定の理解と方法</li> <li>今後の課題の検討</li> <li>修了後の課題の検討</li> <li>指導者のネットワークについて</li> </ul>	13時間	講義 ・ 演習

	<p>導者としての自己研鑽のあり方を理解する。</p>			
2 認知症ケアにおける教育の理論と実践				
(1) 教育方法論	<p>認知症ケアの現場や認知症介護実践者等研修において、実践者の課題解決能力を高めるために活用する技法やツールの特徴を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 討議の方法の特徴と活用</li> <li>・ 課題分析に関する技法</li> <li>・ 事例検討の方法の特徴と活用</li> <li>・ 認知症ケアに関連するツール</li> <li>・ 認知症ケア実践における課題解決の技法の活用（演習）</li> </ul>	20 時間	講義 ・ 演習
(2) 授業設計法	<p>認知症ケアにおける授業（講義・演習）の計画書の作成の際に必要な基本的考え方や方法を理解する。模擬授業の計画作成を通して、授業のあり方について理解し、授業のねらいを踏まえた教材を準備することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業計画や教材の作成の基本的考え方</li> <li>・ 授業計画におけるねらいの設定</li> <li>・ 授業のねらいを達成するための学習内容と授業の構造</li> <li>・ 授業計画の作成や効果的な授業の実施のポイント</li> <li>・ 授業の評価と改善方法</li> <li>・ 授業計画や教材作成（演習）</li> </ul>	28 時間	講義 ・ 演習
(3) 模擬授業	<p>授業のねらいを踏まえた授業計画に基づく講義や演習を展開することができる。模擬授業での演習の成果や評価結果に基づいて、授業のねらい、内容、方法について改善のための提案ができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 模擬授業の実施</li> <li>・ 受講者間の討議による模擬授業の評価</li> <li>・ 模擬授業の修正</li> </ul>	14 時間	演習
(4) 研修企画	<p>研修の位置づけや受講者の力量</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ カリキュラムの基本的</li> </ul>	7	講

と評価	等研修の条件に合わせた研修目標、カリキュラムの構築やその評価方法の基本的考え方について理解し、適切な研修企画ができる。	知識 <ul style="list-style-type: none"> <li>研修目標の設定</li> <li>研修内容と順序の検討</li> <li>研修カリキュラムの評価</li> </ul>	時間	義 ・ 演 習
3 認知症ケア対応力向上のための人材育成				
(1) 人材育成論	認知症ケアの特徴を踏まえた人材育成について理解する。キャリアパスの構築等効果的な人材育成のための組織体制づくりのあり方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>認知症ケアにおける人材育成の特徴</li> <li>人材育成における動機づけ</li> <li>効果的な人材育成のための組織体制づくり</li> </ul>	3 時間	講 義
(2) 成人教育論	成人教育学における成人の特徴を理解し、効果的な支援のあり方を考察する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>成人教育学の基本的考え方</li> <li>教育者の役割と倫理</li> <li>学習支援の方法</li> </ul>	4 時間	講 義 ・ 演 習
(3) 認知症ケアに関する研究法の概論	認知症ケアについての学術的な課題設定、データ収集、分析・評価などの方法を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術的な研究の考え方とプロセス</li> <li>研究課題の設定</li> <li>介入方法に合わせたデータ収集の方法</li> <li>分析と仮説の検証</li> <li>研究成果のまとめ方やプレゼンテーション</li> </ul>	3 時間	講 義 ・ 演 習
(4) 職場研修企画	研修で学んだ内容を生かして、認知症ケアにおける研修企画、実践、評価をすることができる。職場研修における取組みの成果を分かりやすく報告することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場研修に関するオリエンテーション</li> <li>職場研修企画書の作成</li> </ul>	14 時間	演 習 ・
(5) 職場研修		<ul style="list-style-type: none"> <li>企画書に基づいた各職場における授業の実践</li> </ul>	4 週間	実 習
(6) 職場研修報告		<ul style="list-style-type: none"> <li>職場研修における取組み成果の報告</li> </ul>	14 時間	
4 地域における認知症対応力向上の推進				
(1) 地域にお	地域包括ケアシステムや認知症	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関等との連携体</li> </ul>	4	講



ける認知症の人への支援体制づくり	の人を支えるための関係機関との連携体制の構築について、基本的考え方を理解し、地域において認知症の人に対する支援体制に関する課題の解決の提案ができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>制における指導者の位置づけと役割</li> <li>地域資源を活用した関係機関等との連携やネットワーク構築におけるポイント</li> <li>医療・介護連携等の課題別の実践事例</li> <li>地域における認知症の人に対する支援体制の目標と課題の整理</li> </ul>	時間	義・演習
(2) 他施設・事業所の指導のあり方	認知症の人の生活における課題の解決のため、他施設・事業所（特に在宅サービス）の認知症対応力の向上に向けた指導ができる。他施設・事業所を指導するための態度や視点、関わり方を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他施設・事業所を指導するための視点やスキル</li> <li>先駆的实践の理解</li> <li>助言に向けた課題分析や行動計画（演習）</li> </ul>	4時間	講義・演習
(3) 他施設実習企画	他施設実習の目的や展開方法を理解し、実習に臨むにあたっての倫理的な配慮や実習における指導のあり方について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習の目的と目標</li> <li>実習の流れ</li> <li>実習における倫理的配慮や評価、実習施設の課題に対する提案方法</li> </ul>	1時間	講義
(4) 他施設実習	研修で学んだ内容を生かして、職場内教育（OJT）、職場外教育（Off-JT）に関する知識や技術を活用し、他施設・事業所の認知症ケアに対する指導を実践的に展開することができる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設に関する情報収集や分析</li> <li>実習施設に対する認知症ケアの課題解決のための提案内容の検討や提案</li> </ul>	3.5日 (24時間)	実習
(5) 他施設実習中間報告	実習施設の課題の発生要因や課題に対する提案内容について、実習生同士で共有・検討することを通して、指導者としての態	<ul style="list-style-type: none"> <li>実習での取り組み成果のとりまとめ</li> <li>資料に基づいたプレゼンテーション</li> </ul>	7時間	演習

	度や視点を深める。	・今後の実習の方向性の検討		
(6) 地域における指導の理論と実践 (他施設実習総括)	他施設実習での成果を振り返り、指導者としての自己の課題を明らかにした上で、今後、地域で実践するにあたっての取り組みのあり方を検討する。	・実習成果の振り返り ・実習生間の相互評価・助言 ・実習成果の振り返り結果報告	7 時間	演習

(7) 認知症介護指導者フォローアップ研修 講義・演習28時間、研究授業12時間

テーマ	研修目標
1 最新の認知症介護知識 (講義・演習8時間)	最新の認知症介護の知識と指導方法等について理解を深める。
2 認知症介護における人材育成方法 (講義・演習8時間)	チームアプローチとリーダーシップ、スーパーバイズ、コーチングを中心に、認知症介護における人材育成方法を修得する。
3 認知症介護における課題解決の具体的方法 (演習12時間)	認知症介護における課題解決の具体的方法を修得する。
4 認知症介護における効果的な授業開発 (研究授業12時間)	認知症介護研修における効果的な授業の企画・運営のあり方、研修の教育評価方法を修得する。

※ 「1 最新の認知症介護知識」においては、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」に基づく養介護施設従事者として必要な知識の付与に努めるものとする。

(別紙2)

(1) 認知症介護研修事業実施要綱4 「(1) ③ア、(2) ⑤ア、(3) ⑤ア、(4) ④ア、(5) ④ア」関係

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和・平成 年 月 日
あなたは、厚生労働省の定める
[ 認知症介護基礎研修 認知症介護実践研修 (実践者研修・実践リーダー研修) 認知症対応型サービス事業開設者研修 認知症対応型サービス事業管理者研修 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 ]
を修了したことを証します。
平成 年 月 日
○ ○ 県知事 市長
○ ○ ○ ○

「(1) ③ア、(2) ⑤ア (指定法人が行う場合)」関係

第 号
修 了 証 書
氏 名
生年月日 昭和・平成 年 月 日

あなたは、当該法人が〇〇県知事の  
指定を受けて行う厚生労働省の定める

〔認知症介護基礎研修  
認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）〕

を修了したことを証します。

平成 年 月 日

(指定法人名)

○ ○ ○ ○

(2) 認知症介護研修事業実施要綱4「(6)⑤ア、(7)⑤ア」関係

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日 昭和・平成 年 月 日

あなたは、厚生労働省の定める

〔認知症介護指導者養成研修  
認知症介護指導者フォローアップ研修〕

を修了

したことを証します。

平成 年 月 日

認知症介護研究・研修〇〇センター長

○ ○ ○ ○

(別紙3)

平成 年 月 日

実施主体の長 殿

市 町 村 の 長

推 薦 書

下記の者について、平成〇〇年度の下記研修を受講させたいので、特段の配慮をお願いしたい。

受講させたい研修			
推薦する者	氏 名		
	事業所名	住所： 電話： FAX：	
	経験年数		
	既に受講した研修		受講年次
			( 年)
		( 年)	
研修を受講することにより基準を満たす職名			

(別紙4)

(都道府県・指定都市名) 認知症介護研修推進計画 (平成 年度～平成 年度)

平成〇年〇月〇日作成

1 計画の目的

--

2 計画の策定・推進体制

--

3 認知症介護基礎研修

実施計画

1回あたりの受講(予定)者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数					計
				平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	
人	別紙( )		時間	回	回	回	回	回	回

			時間	人	人	人	人	人	人

#### 4 認知症介護実践研修

##### ①研修対象者

平成〇年現在

職 種	人 数
合 計	人

##### ②実践者研修

区 分	対 象 職 種	1 回あたりの受講 (予定) 者数 (人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数 と受講 (予定) 者数					計
						平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	平成 〇 年度	
実 践 者 研 修		人	別紙 ( )		時間	回	回	回	回	回	回
					時間	人	人	人	人	人	人


③実践リーダー研修

区分	対象職種	1回あたりの受講(予定)者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数					計	
						平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度		
実践リーダー研修		人	別紙( )		時間	回	回	回	回	回	回	
					時間	人	人	人	人	人	人	

5 認知症介護サービス事業開設者研修

①実施計画

1回あたりの受講(予定)者数(人)	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講(予定)者数					計
				平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	
人	別紙( )		時間	回	回	回	回	回	回



			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

6 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	
人	別紙（ ）		時間	回	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	
人	別紙（ ）	-----	時間	回	回	回	回	回	回
			時間	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画

平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度	平成〇年度までの計	平成〇年度までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成〇年 度	平成〇年 度	平成〇年 度	平成〇年 度	平成〇年 度	平成〇年度 までの計	平成〇年度 までの計
人	人	人	人	人	人	人

②受講者選考にあたっての方針

--

10 その他研修の推進に必要な事項

--







50人	別紙（４）	〇〇社会福祉協議会研修室	6時間	2回	2回	2回	2回	2回	10回
		認知症対応型通所介護 〇〇＋認知症高齢者グループホーム	8時間	100人	100人	100人	100人	100人	500人
~~~~~									

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

6 認知症対応型サービス事業管理者研修

①実施計画（記入例）

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	平成〇〇年度	
50人	別紙（４）	〇〇県研修所	9時間	3回 150人	3回 150人	3回 150人	3回 150人	3回 150人	15回 750人

②受講者選考にあたっての方針

- ・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。

7 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

①実施計画（記入例）

1回あたりの受講（予定）者数（人）	カリキュラム	実施場所	研修時間	年次別の実施予定回数と受講（予定）者数					計
				平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	
30人	別紙（5）	〇〇県研修所	9時間	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	2回 60人	10回 300人

②受講者選考にあたっての方針

〔・本研修受講が指定基準により義務付けられている事業所の受講状況の把握方法などを中心とし、管内市町村との連携方法について具体的に記載すること。〕

8 認知症介護指導者養成研修

①指導者養成計画（記入例）

平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度までの計	平成○年度までの計
3人	3人	3人	3人	3人	14人	29人

②受講者選考にあたっての方針

〔・受講候補者の職種、介護実務経験年数、所属する施設・事業者の所在地及び「認知症実践研修」等の研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。〕

9 認知症介護指導者フォローアップ研修

①フォローアップ計画

平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度	平成○年度までの計	平成○年度までの計
	2人	2人	3人	3人	3人	15人



2人						
----	--	--	--	--	--	--

②受講者選考にあたっての方針

〔・研修事業に関する活動実績等を勘案した各都道府県等における受講者選考の方針について具体的に記載すること。〕

10 その他研修の推進に必要な事項